別表１　信濃小中学校　いじめ未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み　　＊括弧内は関係する校務分掌

未然防止

授業づくり(研究・道徳・人権教育)

☆規律ある授業、成就感・達成感のある授業
・「わかる授業」のあり方、「学習の約束」を共通理解し、授業公開をする。

☆道徳教育の充実
・指導計画を立て、「思いやり」「命の尊厳」等の視点から授業を実施する。

☆人権教育の視点に立った授業
・他者への共感、友とのかかわり、表現力の向上、学習形態のあり方等の視点から授業づくりを推進する。
・１１月の参観日に、人権を題材とした授業を一斉公開する。

人間関係づくり(生徒会・学級活動・行事)

☆互いの違いを認め合う人権週間
・ＰＴＡと連携を図り、時期をみて人権講演会を実施する。
・「いじめを許さない」という視点から生徒集会を行う。

☆互いを受容し、認め合う学級活動
・学級内のコミュニケーションを活性化させる活動を推進する。
・平常活動・行事・学級合唱・レクを通して、仲間と協力するよさを振り返る。

☆交流体験活動
・７月に職場体験学習、定期的に児童生徒会主催による福祉施設との交流、年間を通じて異学年・地域の方と交流をし、学んだことをまとめる。

研修(職員研修・人権教育)

☆人権感覚の向上研修
・学期末に学校自己評価アンケート、及びＱＵを用いた児童生徒理解研修を実施する。
・児童生徒・職員・保護者向けに、情報モラル研修を実施する。

ネットワークづくり（生徒指導）

☆関係機関との連携
・定期的に相談機関、警察等関係機関と連絡を取り合う。

早期発見

児童・生徒の実態把握(生徒指導・養護教諭)

☆アンケートの実施
・いじめアンケート
・学校自己評価アンケート

☆定期的な教育相談
・学期ごとの教育相談
・４月(希望者)及び１２月個別懇談会。
・相談カードを利用した相談。

☆Q-U の活用
・1・2 学期に分析と支援方向の検討。

☆日々のコミュニケーション
・雑談や生活記録を通じた対話、保健室での対話。

☆観察
・休み時間・放課後の児童・生徒の様子の把握 。
・授業中の取り組み、友とのかかわりの様子の把握。

☆保護者との連絡
・校内相談窓口の設置。
・いじめ相談を呼びかける通信の発行。

☆職員会の連絡…からかいやふざけでも関係職員にメモ・口頭で報告・情報共有。職員会・学年会における児童生徒の情報交換。

相談窓口の提示(生徒指導)

☆相談機関の提示
・年度当初、児童生徒・保護者向けに相談機関の一覧を通信にて発行。
・相談機関一覧の掲示。

学校への評価(学校運営・学校評価)

☆学校自己評価アンケートの実施
☆学校運営協議会の実施(年３回)

いじめに対する対応（ネットのいじめ対応は基本方針本文参照）

いじめ情報

計画・実施・評価

いじめ防止等の対策のための組織

・学級担任・生徒指導主事・管理職・ＴＣ及び教務主任・関係教職員。必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・(スクールサポーター）等。
・学期ごとに「防止」「早期発見」の取り組みの計画立案・評価・記録。
・いじめ情報の集約・事実調査、記録、対応検討。
・関係機関と連携した体制づくり。

報告(発生・調査結果)

指導・助言
重大事態時の調査主体・結果の報告

☆町教委
・指導・助言
重大事態
①調査主体判断・連絡。
↓
②調査(町教委主体の場合)。

連携

☆警察署等
・いじめる生徒に指導をしても十分な効果が上がらない場合(犯罪行為)。

報告
相談

指導

①情報収集

☆いじめ発見
・その場で阻止。暴力を伴う時は即時連絡(生徒でも可)。複数で対応する。

☆いじめ相談・関係者聞き取り
・聞き取りは分担し、同時刻かつ個別に実施する。

②指導・支援

☆いじめられた児童生徒
・信頼できる人(友人・教職員・家族・地域の方)と連携し、寄り添える体制を作り、安心して学習等に取り組むことができる環境を整える。
・安全の確保。「徹底して守る」「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える。

☆いじめた児童生徒
・「いじめは許されない」という毅然とした態度で指導にあたる。
・自らの行為の責任を自覚し、いじめられた子の心情を想像させる。
・不満やストレス、背景を理解しつつ、その発散の仕方を考えさせる。
・いじめをするに至った背景に目を向ける。
→必要に応じ・別室指導・出席停止(学校教育法に準じて)

☆いじめを見ていた児童生徒
・いじめられた児童・生徒の心を想起し、自分の問題として捉えさせる。誰かに知らせる勇気、皆で止める勇気をもてたことを振り返る。はやしたてたり同調したりした行為が、いじめに加担していたことを理解させる。
・「いじめをなくしていこう」という態度を養えるようにする。

③保護者との連携

☆即日、複数職員で関係児童・生徒の家庭訪問。調査結果、事実報告。学校との連携方法について話し合う。